

つくばみらい市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和3年12月10日（金）午後2時00分から午後2時44分

2. 開催場所 つくばみらい市役所谷和原庁舎2階 第1・2会議室

3. 出席者

農業委員（10人）

会 長	10番	齊 藤 常 夫
会長職務代理	5番	中 山 雅 史
委 員	1番	海老原 茂
委 員	2番	萱 橋 敏 男
委 員	3番	飯 泉 秀 夫
委 員	4番	栗 原 哲
委 員	6番	前 島 守
委 員	7番	菊 地 典 夫
委 員	8番	羽 田 茂
委 員	9番	矢 口 剛

農地利用最適化推進委員（10人）

委 員	大山 謙吉
委 員	榎田 実
委 員	飯田 一夫
委 員	文隨 靖
委 員	中島 一郎
委 員	小菅 庄一
委 員	吉田 義博
委 員	豊島 芳夫
委 員	羽田 貞義
委 員	飯泉 博

農業委員会事務局職員（3人）

事務局長補佐	浅野 博之
主 査	大久保慎太郎
	青木 憲一

4. 欠席委員
なし

5. 傍聴者
なし

6. 議案

議案第1号	農地法第5条の規定による権利の設定、移転の許可について
議案第2号	農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更の承認について
議案第3号	農地法第3条の規定による所有権移転の許可について
議案第4号	農地法第3条の規定による地上権設定の許可について
議案第5号	非農地証明発行可否について
議案第6号	農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について（利用権設定）
議案第7号	農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について（中間管理事業）
議案第8号	農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画（案）の意見聴取について

報告事項

- ①農地法第5条の規定による市街化区域内農地の転用届出に対する専決処分について
- ②農地法第18条第6項の規定による合意解約通知書について

7. 会議の概要

1. 事務局（浅野補佐）

定刻となりました。ただいまから令和3年12月のつくばみらい市農業委員会総会を開会します。

ここで皆様にお願いがございます。携帯電話をお持ちの方は、電源を切るか、マナーモードにさせていただきますようお願い致します。

早速、総会の議事日程により進めさせていただきます。議事日程の2番、会長挨拶、齊藤会長よりご挨拶いただきます。齊藤会長お願いいたします。

1. 議長（齊藤会長）

皆様、12月の定例総会にご出席頂きまして誠に有難うございます。2021年も残すところ20日となりまして、この1年間、各農業委員の皆さん、農地利用最適化推進委員の皆さんには、大変なご尽力をいただきまして、改めまして皆様方に感謝申し上げます。総会の議案に対しましても、積極的なご審議をいただきましたこと、さらに農地

の最適化に向けて各種の取り組みをしていただきました。こうした取り組みが、今後の活動にも生きていくものと思います。

本日の総会は、議案8件と報告事項2件となっております。非常に案件も多くなっていますので、時間もかかると思いますが、皆様の精力的なご審議をお願いしたいと思います。

1. 事務局（浅野補佐）

ありがとうございました。本日の出席委員は農業委員10名全員出席でございます。委員の出席人数が定足数に達していますので会議は成立しております。

また、本日は、農地利用最適化推進委員さん10名にも出席をいただいております。

それでは、つくばみらい市農業委員会会議規則第4条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事進行は齊藤会長にお願いいたします。

1. 議長（齊藤会長）

それでは、暫時議事を進めてまいりますので、皆様方のご協力をお願いします。

まず、議事日程の3番であります議事録署名委員の選出でございますが、私議長の方にご一任していただくことにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

1. 議長（齊藤会長）

ありがとうございます。異議なしの声がございましたので異議なしと認め、早速指名させていただきます。議事録署名委員は、4番、栗原委員、5番、中山職務代理者の2名をお願いしたいと思います。書記は、事務局でお願いします。

それでは議事に入ります。議案第1号「農地法第5条の規定による権利の設定、移転の許可について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

1. 事務局（大久保主査）

議案第1号「農地法第5条の規定による権利の設定、移転の許可について」をご説明いたします。

今月の農地法第5条の規定による転用許可申請は3件となっております。1ページをご覧ください。

受付番号1番、申請理由は自己住宅建築のための賃貸借となっております。申請地は、■■■■字■■■■番■■、地目は登記、畑、現況、宅地、面積は■■■■㎡でございます。

す。

続きまして受付番号2番、申請理由は資材置場を設置するための売買となっております。申請地は、**■**字**■**番、地目は登記、現況とも畑、面積は**■**m²、**■**字**■**番、地目は登記、現況とも畑、面積は**■**m²、合計2筆、**■**m²でございます。

続きまして受付番号3番、申請理由は資材置場を設置するための売買となっております。申請地は、**■**字**■**番、地目は登記、現況とも田、面積は**■**m²でございます。

1. 議長（齊藤会長）

事務局の説明が終わりましたので、続いて現地確認及び書類審査の結果を報告いただきたいと思います。まず、伊奈地区につきまして、2番、萱橋委員よりお願いします。

1. 萱橋委員

それでは5条、伊奈地区の2件を報告いたします。12月3日午前9時より中山職務代理者、菊地委員、私、事務局からは成嶋局長、大久保主査の5名で書類審査及び現地確認を実施しましたので結果を報告します。

はじめに受付番号1番、申請内容は親族より登記畑、現況宅地、297m²を賃貸借し、自己住宅を建築する計画です。場所の詳細は2ページの地図をご覧ください。

申請地は**■**北東に位置した道路沿いです。

申請地の農地区分は、上下水道が容易に利用でき、かつ、おおむね500メートル以内に、**■**、**■**があることから3種農地と判断いたします。

資金計画や関係法令との調整もされており、自己住宅を建築するための許可要件を満たしていると考えます。

続きまして受付番号2番、申請内容は現在使用している資材置場を返還することになったため、新たな資材置場として畑2筆**■**m²を売買にて取得し、山砂、碎石、フェンス等を置く計画です。場所の詳細は3ページの地図をご覧ください。

申請地は**■**北側の道路沿いです。農地区分は、住宅等が連たんした、土地改良事業が行われていない農地規模が10ha未満の区域であり、2種農地と判断いたします。

資金計画や事業計画書、及び事業経歴書等により、資材置場としての許可要件を満たしていると考えます。

以上、報告をして各委員のご審議をお願いいたします。

1. 議長（齊藤会長）

ありがとうございました。続いて、谷和原地区につきまして、3番、飯泉委員よりお願いします。

1. 飯泉委員

3番について報告させていただきます。12月3日午後に書類審査と現地調査を行いました。当日は、齊藤会長、海老原委員、矢口委員、私、事務局より成嶋局長、大久保主査の6名で行いました。

受付番号は3番ですが、地図は4ページになります。

現地は■■■■から■■■■に向かう旧街道沿い、■■■■の北側にあたります。

申請地の農地区分につきましては、土地改良事業が行われおりますが、市街地に近接する区域内にある農地であり、その規模が10ha未満であるため、2種農地と判断いたします。

申請者は、周辺地区の住宅建設及び宅地造成工事を展開していくために資材置場が必要になったため、申請地■■■■㎡を利用し、土、山砂、砂利、U字溝等を置いて、トラック、コンボ等の駐車場も整備する計画となっております。

資金計画につきましては、自己資金で賄い、事業計画に関する書類、事業経歴書等により、資材置場としての許可要件を満たしていると考えます。

各委員のご審議をよろしくお願いいたします。

1. 議長（齊藤会長）

ありがとうございました。現地確認及び書類審査の結果報告が終わりましたので、これより審議いたします。議案第1号の受付番号1番について、ご質問のある方は挙手をお願いします。

（挙手なし）

1. 議長（齊藤会長）

質問がないようですので、受付番号2番についてご質問のある方、挙手願います。

（挙手なし）

1. 議長（齊藤会長）

質問がないようですので、受付番号3番についてご質問のある方、挙手願います。

(挙手なし)

1. 議長(齊藤会長)

質問がないようですので採決いたします。

議案第1号について、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

1. 議長(齊藤会長)

はい、ありがとうございます。採決の結果全員賛成により、議案第1号は原案のとおり許可することに決定いたしました。

1. 議長(齊藤会長)

続いて、議案第2号「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更の承認について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

1. 事務局(大久保主査)

議案第2号「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更の承認について」をご説明いたします。

今月の農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請は1件となっております。5ページをご覧ください。

受付番号1番、申請理由は、令和3年2月10日付で、営農型太陽光発電設備のための使用貸借権設定の許可を受けたが、下部農地の作物変更に伴い、太陽光パネルの遮光率を軽減する必要があるため、事業敷地を拡張するために申請されたものです。

申請地は、**■**字**■**番**■**、地目は登記、現況とも田、面積は**■**m²、**■**字**■**番、地目は登記、現況とも田、面積は**■**m²、**■**字**■**番、地目は登記、現況とも田、面積は**■**m²、**■**字**■**番、地目は登記、現況とも田、面積は**■**m²、**■**字**■**番、地目は登記、現況とも田、面積は**■**m²、**■**字**■**番、地目は登記、現況とも田、面積は**■**m²、**■**字**■**番、地目は登記、現況とも畑、面積は**■**m²、**■**字**■**番、地目は登記、現況とも田、面積は**■**m²、**■**字**■**番、地目は登記、現況とも田、面積は**■**m²、**■**字**■**番、地目は登記、現況とも田、面積は**■**m²、合計11筆、**■**m²でございます。許可日から3年間の一時転用となっております。

本申請に関しましては、地上権の設定を行うための許可申請も受理しており、議案第4号「農地法第3条の規定による地上権設定の許可について」において審議していただきます。説明は以上です。

1. 議長（齊藤会長）

事務局の説明が終わりましたので、続いて現地確認及び書類審査の結果を報告いただきたいと思います。3番、飯泉委員よりお願いします。

1. 飯泉委員

議案2号、5条の事業計画変更についてですが、12月3日午後に書類審査と現地調査を行いました。担当者等については先程の報告のとおりです。

申請地は受付番号がひとつしかありませんが、地図は6ページになります。

現地は、 から に向かう県道の を渡って一つ目の信号、 の 手前を左折して、100m先の右側の地域になります。申請者は、令和3年2月10日付け、みらい農委指令第1号にて農地法第5条の許可を受け、営農型太陽光発電設備の下部農地で水稻、ミョウガを作付けする計画でしたが、土地の形状や土の質等を考慮した結果、当初の水稻、ミョウガから水稻とブルーベリーに変更が望ましいとの判断に至りました。このため事業計画地の遮光率を改善する必要があり、事業計画変更を申請されたものです。

申請内容は、事業計画地を拡張し、営農型太陽光発電設備を設置し、地上権を設定する計画となっております。

なお令和6年12月9日までの3年間の一時転用となっております。関係法令との調整も行っており、特に問題はないと思われまます。

以上のことから、承認しても差し支えないと思われまますので、各委員のご審議をよろしく願いいたします。

1. 議長（齊藤会長）

ありがとうございました。現地確認及び書類審査の結果報告が終わりましたので、これより審議していきまます。本件につきましては、7番、菊地委員が議事参与の制限となっています。菊地委員の退席をお願いします。

（菊地委員退席）

1. 議長（齊藤会長）

それでは、議案第2号受付番号1番について、ご質問のある方は挙手願います。
(挙手なし)

1. 議長（齊藤会長）

質問がないようですので採決いたします。

議案第2号について、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。
(全員挙手)

1. 議長（齊藤会長）

はい、ありがとうございます。採決の結果全員賛成により、議案第2号は原案のとおり許可することに決定いたしました。菊地委員の復席をお願いします。

(菊地委員復席)

1. 議長（齊藤会長）

続いて議案第3号「農地法第3条の規定による所有権移転の許可について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

1. 事務局（大久保主査）

議案第3号「農地法第3条の規定による所有権移転の許可について」をご説明いたします。今月の農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請は8件となっております。7ページをご覧ください。

受付番号1番、申請地は、■■■■字■■■■番■■、地目は登記、現況とも畑、面積は■■■■㎡の自作地、契約内容は売買となっております。

続きまして受付番号2番、申請地は、■■■■字■■■■番■■、地目は登記、現況とも畑、面積は■■■■㎡、■■■■字■■■■番■■、地目は登記、現況とも畑、面積は■■■■㎡、合計2筆、■■■■㎡の自作地、契約内容は売買となっております。

続きまして受付番号3番、申請地は、■■■■字■■■■番■■ 地目は登記、現況とも田、面積は■■■■㎡、■■■■字■■■■番■■、地目は登記、現況とも田、面積は■■■■㎡、■■■■字■■■■番■■、地目は登記、現況とも畑、面積は■■■■㎡、■■■■字■■■■番■■、地目は登記、現況とも畑、面積は■■■■㎡、■■■■字■■■■番■■、地目は登記、現況とも畑、面積は■■■■㎡、■■■■字■■■■番■■、地目は登記、現況とも畑、面積は■■■■㎡、■■■■字■■■■番■■、地目は登記、現況とも田、面積は■■■■㎡、■■■■字■■■■番■■、地

目は登記、現況とも田、面積は■■■■■㎡、■■■■■字■■■■■番、地目は登記、現況とも田、面積は■■■■■㎡、■■■■■字■■■■■番、地目は登記、現況とも田、面積は■■■■■㎡、合計10筆、■■■■■㎡の自作地、契約内容は売買となっております。

続きまして受付番号4番、申請地は、■■■■■字■■■■■番、地目は登記、現況とも畑、面積は■■■■■㎡の自作地、契約内容は売買となっております。

続きまして受付番号5番、申請地は、■■■■■字■■■■■番、地目は登記、現況とも畑、面積は■■■■■㎡、■■■■■字■■■■■番、地目は登記、現況とも畑、面積は■■■■■㎡、■■■■■字■■■■■番、地目は登記、現況とも畑、面積は■■■■■㎡、■■■■■字■■■■■番、地目は登記、現況とも畑、面積は■■■■■㎡、■■■■■字■■■■■番、地目は登記、現況とも畑、面積は■■■■■㎡、■■■■■字■■■■■番、地目は登記、現況とも畑、面積は■■■■■㎡、■■■■■字■■■■■番、地目は登記、現況とも畑、面積は■■■■■㎡、合計8筆、■■■■■㎡の自作地、契約内容は売買となっております。

続きまして受付番号6番、申請地は、■■■■■字■■■■■番、地目は登記、現況とも田、面積は■■■■■㎡の自作地、契約内容は売買となっております。

続きまして受付番号7番、申請地は、■■■■■字■■■■■番、地目は登記、現況とも田、面積は■■■■■㎡の自作地、契約内容は売買となっております。

続きまして受付番号8番、申請地は、■■■■■字■■■■■番、地目は登記、畑、現況、田、面積は■■■■■㎡、■■■■■字■■■■■番、地目は登記、現況とも畑、面積は■■■■■㎡、■■■■■字■■■■■番、地目は登記、畑、現況、田、面積は■■■■■㎡、合計3筆、■■■■■㎡の自作地、契約内容は売買となっております。

農地法第3条第2項各号につきましては、別紙「農地法第3条調査書」をご覧ください。以上です。

1. 議長（齊藤会長）

続いて、現地確認及び書類審査の結果を報告いただきたいと思います。まず、伊奈地区につきまして、7番、菊地委員よりお願いします。

1. 菊地委員

12月3日、午前9時より行った書類審査、現地調査結果について報告いたします。メンバーは、先程、議案第1号で萱橋委員から報告のあったメンバーと同じであります。受付番号1番、地図は9ページになります。

現地は申請者宅の隣にあり、作付けはされておりましたが、きれいに管理されておりました。

申請者は、自作地約76アールを耕作しており、世帯員の常時従事者は1名で、水稻、野菜を作付する農家です。

申請地は、登記現況とも畑、1筆、 m²を、規模拡大のため売買により譲り受け、野菜を作付する予定です。

続きまして受付番号2番、地図は10ページになります。

こちらも作付けはされておりましたが、管理された土地でございました。

申請者は、自作地約53アールを耕作しており、世帯員の常時従事者は1名で、野菜を作付する農家です。

申請地は、登記現況とも畑、2筆、 m²を、規模拡大のため売買により譲り受け、野菜を作付する予定です。

続きまして受付番号3番、地図は11、12ページになります。

現地の水田の部分はいずれも稲作が行われていました。畑に関しては作付けはされておませんが管理されている土地でありました。ただし、水田に関しましては隣接する地権者より畦畔に雑草等の苦情が出ていることから、今後指導が必要かと思われます。

申請者は、自作地と借入地あわせて約235アールを耕作しており、世帯員の常時従事者は2名で、水稻・麦を作付する農家です。

申請地は、登記現況とも田、6筆、 m²、登記現況とも畑、4筆、 m²、合計10筆、 m²を、規模拡大のため売買により譲り受け、水稻・麦を作付する予定です。

以上のことから、1番から3番については、農機具等も所有しており、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えますので、許可しても差し支えないと思われます。

各委員のご審議をお願いいたします。

1. 議長（齊藤会長）

ありがとうございました。続いて、谷和原地区につきまして、1番、海老原委員より報告をお願いします。

1. 海老原委員

受付番号4番から8番まで報告します。12月3日に行った書類審査、現地調査結果について報告いたします。メンバーは、先程、議案第1号で飯泉委員から報告のあった

第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えますので、許可しても差し支えないと思われまます。

各委員のご審議をお願いいたします。

1. 議 長（齊藤会長）

ありがとうございました。現地確認及び書類審査の結果報告が終わりましたので、これより審議いたします。議案第3号受付番号1番について、ご質問のある方は挙手をお願いします。

（挙手なし）

1. 議 長（齊藤会長）

質問ないようですので、受付番号2番についてご質問のある方、挙手願います。

（挙手なし）

1. 議 長（齊藤会長）

質問ないようですので、受付番号3番についてご質問のある方、挙手願います。

（挙手なし）

1. 議 長（齊藤会長）

質問ないようですので、受付番号4番についてご質問のある方、挙手願います。

（挙手なし）

1. 議 長（齊藤会長）

質問ないようですので、受付番号5番についてご質問のある方、挙手願います。

（挙手なし）

1. 議 長（齊藤会長）

質問ないようですので、受付番号6番についてご質問のある方、挙手願います。

（挙手なし）

1. 議 長（齊藤会長）

質問ないようですので、受付番号7番についてご質問のある方、挙手願います。

（挙手なし）

1. 議 長（齊藤会長）

質問ないようですので、受付番号8番についてご質問のある方、挙手願います。
(挙手なし)

1. 議 長（齊藤会長）

質問がないようですので採決いたします。
議案第3号について、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。
(全員挙手)

1. 議 長（齊藤会長）

はい、ありがとうございます。採決の結果全員賛成により、議案第3号は原案のとおり許可することに決定いたしました。

1. 議 長（齊藤会長）

続いて議案第4号「農地法第3条の規定による地上権設定の許可について」を議題といたします。事務局説明をお願いします。

1. 事務局（大久保主査）

議案第4号「農地法第3条の規定による地上権設定の許可について」をご説明いたします。今月の農地法第3条の規定による地上権設定の許可申請は1件となっております。16ページをご覧ください。

受付番号1番ですが、先程、議案第2号「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更の承認について」の受付番号1番で説明させていただきました案件になります。申請地は、 字 番、地目は登記、現況とも田、面積は m²、 字 番、地目は登記、現況とも田、面積は m²、 字 番、地目は登記、現況とも田、面積は m²、合計3筆、 m²でございます。以上です。

1. 議 長（齊藤会長）

続いて現地確認及び書類審査の結果を報告いただきたいと思います。1番、海老原委員よりお願いします。

1. 海老原委員

受付番号1番、申請地は、■■■■字■■■■番■■■■、地目は登記、田、現況、駐車場、面積は■■■■㎡、■■■■字■■■■番■■■■、地目は登記、田、現況、駐車場、面積は■■■■㎡、合計2筆、■■■■㎡でございます。以上です。

1. 議長（齊藤会長）

続いて現地確認及び書類審査の結果を報告いただきたいと思います。9番、矢口委員よりお願いします。

1. 矢口委員

12月3日午後に行った書類審査、現地調査結果について報告いたします。

受付番号1番、地図は19ページになります。

申請地は■■■■地区の■■■■の■■■■沿いの地区でございます。

受付番号1番につきましては、申請書類等の審査、現地調査をしたところ、平成10年11月以前から駐車場として使用されておりました。

以上のことから、受付番号1番につきましては、茨城県が発行している農地法関係事務処理の手引き（農地転用関係）に記載されている非農地証明を証明できる範囲に該当すると考えますので、非農地証明を発行しても差し支えないと思われま。各委員のご審議をお願いいたします。

1. 議長（齊藤会長）

ありがとうございました。書類審査及び現地確認の結果報告が終わりましたので、これより審議いたします。

議案第5号の受付番号1番について、ご質問のある方の挙手を求めます。

（挙手なし）

1. 議長（齊藤会長）

質問がないようですので採決いたします。

議案第5号について、非農地証明を発行することに賛成の方の挙手をお願いします。

（全員挙手）

1. 議長（齊藤会長）

はい、ありがとうございます。全員賛成により、議案第5号は非農地証明を発行することに決定いたしました。

1. 議 長（齊藤会長）

続いて、議案第6号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について（利用権設定）」を議題といたします。事務局説明をお願いします。

1. 事務局（大久保主査）

それでは議案第6号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について（利用権設定）」をご説明いたします。20ページの農用地利用集積計画総括表によりご説明いたします。

新規案件といたしまして、田が115筆で、268,794㎡、畑が37筆で、58,461.61㎡、合計152筆、327,255.61㎡です。貸し手が52人で、借り手が27人となります。

次に更新案件ですが、田が9筆で、24,020㎡、畑が6筆で、6,980㎡、合計15筆、31,000㎡です。貸し手が7人で、借り手が6人となります。

合計では、田が124筆で、292,814㎡、畑が43筆で、65,441.61㎡、合計167筆、358,255.61㎡です。貸し手が59人で、借り手が33人となります。

権利の設定開始は、令和4年1月1日からとなります。

詳細につきましては、21ページから29ページの農用地利用権設定計画一覧をご覧ください。説明は以上です。

1. 議 長（齊藤会長）

はい、事務局の説明が終わりましたので、これより審議してまいります。28ページの受付番号151番から156番は、前島委員が議事参与となっております。さらに受付番号157番から167番までは7番、菊地委員が議事参与になっております。したがって、3つに分けて審議を進めてまいります。まず、受付番号1番から150番までについて審議いたします。ご質問のある方の挙手をお願いします。

（挙手なし）

1. 議 長（齊藤会長）

質問がないようですので採決いたします。議案第6号の受付番号1番から150番について、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手をお願いします。

（全員挙手）

1. 議 長（齊藤会長）

はい、ありがとうございました。全員賛成により議案第6号の受付番号1番から150番については原案のとおり許可することに決定いたしました。

1. 議 長（齊藤会長）

続いて、受付番号151番から156番について審議いたします。6番、前島委員の退席をお願いします。

（前島委員退席）

1. 議 長（齊藤会長）

それでは審議します。受付番号151番から156番について、ご質問のある方の挙手をお願いします。

（挙手なし）

1. 議 長（齊藤会長）

質問がないようですので採決いたします。議案第6号の受付番号151番から156番について、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手をお願いします。

（全員挙手）

1. 議 長（齊藤会長）

はい、ありがとうございます。全員賛成により議案第6号の受付番号151番から156番は原案のとおり許可することに決定いたしました。前島委員の復席をお願いします。

（前島委員復席）

1. 議 長（齊藤会長）

続いて、受付番号157番から167番を審議いたします。7番、菊地委員の退席をお願いします。

（菊地委員退席）

1. 議 長（齊藤会長）

それでは審議します。受付番号157番から167番について、ご質問のある方の挙

手をお願いします。

(挙手なし)

1. 議 長 (齊藤会長)

ないようですので採決いたします。議案第6号の受付番号157番から167番について、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

1. 議 長 (齊藤会長)

はい、ありがとうございます。全員賛成により、議案第6号の受付番号157番から167番を原案のとおり許可することに決定いたしました。菊地委員の復席をお願いします。

(菊地復席)

1. 議 長 (齊藤会長)

以上審議の結果、議案第6号は全て原案のとおり許可することに決定いたしました。資料の(案)を削除をお願いします。

1. 議 長 (齊藤会長)

続いて、議案第7号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について(中間管理事業)」を議題といたします。事務局説明をお願いします。

1. 事務局 (大久保主査)

議案第7号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について(中間管理事業)」を説明いたします。30ページの農用地利用集積計画総括表によりご説明いたします。

新規案件のみとなります。田が10筆で、24,644㎡、畑が1筆で、2,875㎡、合計11筆、27,519㎡です。貸し手が5人、借り手が1団体となります。

権利の設定開始は、令和4年2月1日からとなります。

詳細につきましては、31ページの農用地利用権設定計画一覧(農地中間管理事業)をご覧ください。説明は以上です。

1. 議 長（齊藤会長）

はい、事務局説明が終わりましたので、これより一括して審議を進めてまいります。
議案第7号について、ご質問のある方の挙手をお願いします。

（挙手なし）

1. 議 長（齊藤会長）

質問がないようですので、採決いたします。議案第7号について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手をお願いします。

（全員挙手）

1. 議 長（齊藤会長）

はい、ありがとうございます。議案第7号は全員賛成により原案のとおり決定することにいたしました。資料の（案）を削除をお願いします。

1. 議 長（齊藤会長）

続いて、議案第8号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画（案）の意見聴取について」を議題といたします。事務局説明をお願いします。

1. 事務局（大久保主査）

議案第8号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画（案）の意見聴取について」を説明します。こちらにつきましても32ページの農用地利用配分計画案総括表によりご説明いたします。

新規案件のみとなります。田が11筆で、24,847㎡、畑が3筆で、4,591㎡、合計14筆、29,438㎡です。貸し手が7人、借り手が3人となります。

権利の設定開始は、令和4年2月1日からとなります。

詳細につきましては、32ページの農地中間管理事業 農用地利用配分計画（案）一覧をご覧ください。こちらにつきましては、市から意見を求められているものでございます。説明は以上です。

1. 議 長（齊藤会長）

これより審議していきますが、33ページの受付番号5番から14番は、榎田推進委

員が議事参与の制限となっています。したがって、全体を2つに分けて審議をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

まず、受付番号1番から4番を審議いたします。ご質問のある方の挙手をお願いします。

(挙手なし)

1. 議長(齊藤会長)

質問がないようですので採決いたします。議案第8号の受付番号1番から4番について、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

1. 議長(齊藤会長)

はい、ありがとうございます。採決の結果、全員賛成につき議案第8号の受付番号1番から4番については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

1. 議長(齊藤会長)

続いて、受付番号5番から14番を審議いたします。榎田推進委員の退席をお願いします。

(榎田推進委員退席)

1. 議長(齊藤会長)

それでは審議します。受付番号5番から14番について、ご質問のある方の挙手をお願いします。

(挙手なし)

1. 議長(齊藤会長)

質問がないようですので、採決いたします。議案第8号の受付番号5番から14番について、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

1. 議長(齊藤会長)

はい、ありがとうございます。全員賛成により、議案第8号の受付番号5番から14番を原案のとおり承認することに決定いたしました。榎田推進委員の復席をお願いします。

す。

(榎田推進委員復席)

1. 議 長 (齊藤会長)

以上審議の結果、議案第8号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

1. 議 長 (齊藤会長)

議案は以上でございます。続いて報告事項に入ります。報告事項2件について、一括して事務局より報告願います。

1. 事務局 (浅野補佐)

報告事項①「農地法第5条の規定による市街化区域内農地の転用届出に対する専決処分について」を報告いたします。議案書は34ページになります。

今回の転用届出に対する専決処分は、小絹地区が2件となります。

申請理由は、駐車場整備のための売買が1件、自己住宅建築のための売買が1件となっております。

続きまして、報告事項②「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知書について」をご報告します。議案書は35ページから42ページをご覧ください。

今回の合意解約は37件となります。

解約理由は、土地所有者本人が自作するためのものが13件、耕作者変更のためのものが14件、中間管理事業に変更するためのものが3件、福岡地区工業団地の用地買収のためのものが1件、スマートインターチェンジに関する用地買収のためのものが2件、農地法第3条申請のためのものが1件、市への寄付のためのものが3件となります。

報告は以上です。

1. 議 長 (齊藤会長)

予定した議案は以上でございます。以上をもちまして12月の定例総会を閉会いたします。

上記会議の次第を記載し、相違ないので署名捺印する。

令和3年12月10日

つくばみらい市農業委員会

議 長 ⑩

議事録署名委員 ⑩

議事録署名委員 ⑩